

水道行政の移管に向けた 国土交通省の取組について

国土交通省

目次

1. 令和6年能登半島地震への対応
2. 移管に至る経緯
3. 法改正の概要
4. 移管に向けた準備
5. 移管後の組織体制
6. 令和6年度水道予算概要
7. 機能強化に向けた取組

1. 令和6年能登半島地震への対応

上下水道一体となった復旧支援体制

令和6年1月22日時点

現地対策本部

水道チーム (全体指揮) (9名)

- ・厚生労働省(3名)
- ・国土交通省(3名)
- ・地方整備局(2名)
- ・石川県庁(1名)



下水道チーム (全体指揮) (約16名)

- ・国土交通省(2名)
- ・国土技術政策総合研究所(2名)
- ・長野県(中部ブロック副幹事)(2名)
- ・名古屋市(中部ブロック副幹事)(2名)
- ・東京都(大都市窓口)(2名)
- ・日本下水道事業団(1名)
- ・日本下水道協会(1名)
- ・日本下水道新技術機構(1名)
- ・日本下水道管路管理業協会(3名)など

各地方整備局 能登6市町支援班 (12名)

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州



日本水道協会3支部の 能登6市町支援班

七尾市・ 珠洲市	名古屋市 など
輪島市・ 志賀町	横浜市 など
穴水町・ 能登町	大阪市 など



約140名

能登6市町調査班

- ・下水道施設の早期復旧に向けた方針立案等の支援

七尾市	名古屋市
珠洲市	浜松市 名古屋市
輪島市	東京都
志賀町	横浜市 川崎市
穴水町	神戸市
能登町	大阪市 京都市

設備班

- ・日本下水道事業団
- ・被災地の処理場・ポンプ場の復旧支援
- ・当面、能登6市町メイン

管路調査班

- ・中部地方を中心とする自治体職員(57団体)
- ・被災地の下水道管路の被災調査
- ・当面、能登6市町以外をメイン

約160名

管路応急復旧班 管路詳細調査班

- ・日本下水道管路管理業協会の全国の会員企業(17社)
- ・溢水箇所の仮配管、バキューム対応等

令和6年能登半島地震への国土交通省の支援状況

○上下水道については、厚生労働省及び国土交通省が関係団体と連携して全国の自治体や地方整備局等の職員を被災自治体に派遣し、迅速な復旧に取り組んでいるところ。



上下水道の一体的な早期復旧

○ 被災が深刻な石川県能登半島地域6市町等において、厚生労働省と国土交通省が連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法やそれと同等の予算措置等により緊急的な機能復旧を進めるとともに、本復旧に切れ目なく移行していくための復旧方針の検討等を直轄調査により実施し、**上下水道一体となった早期復旧を支援。**

最大で約13.5万戸で断水※するなど
上下水道で甚大な被害が発生

※1月23日時点で約4.9万戸断水



被災状況



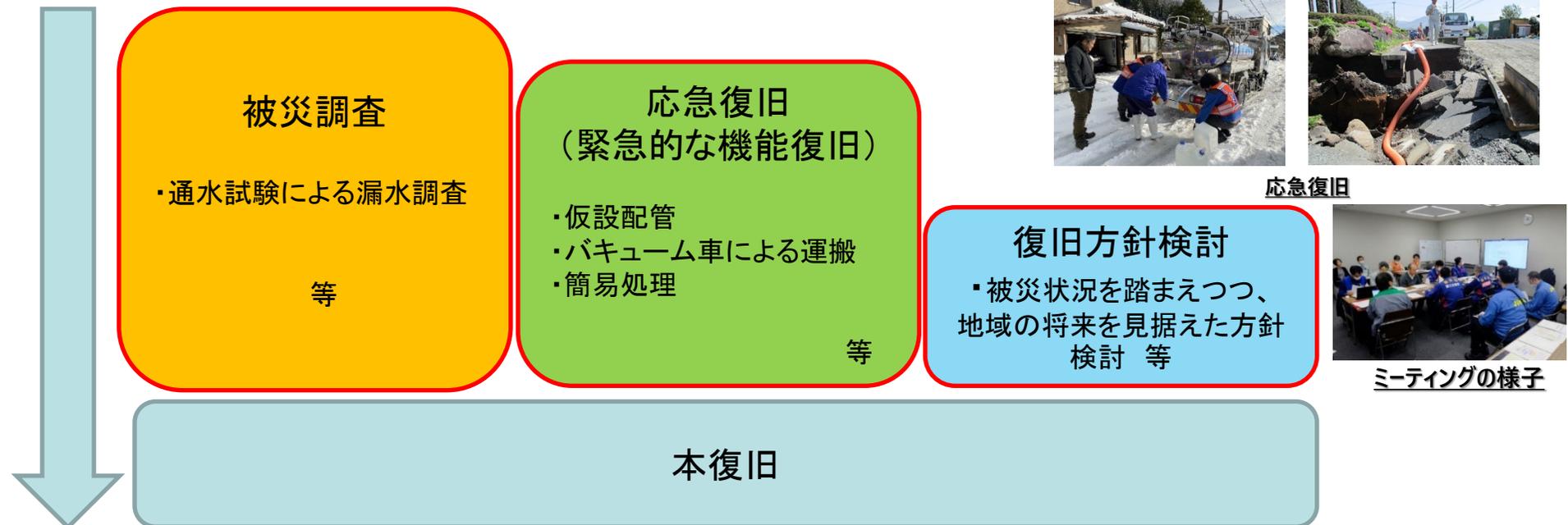
被災状況調査



予備費で早急に対応する項目



応急復旧



2. 移管に至る経緯

4. 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直し

(3) 生活衛生関係組織の一部業務の移管

上記の感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

②水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。

さらに、環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担うほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行うことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

(4) 上記(1)～(3)については、次期通常国会に必要な法律案を提出し、(1)(3)については令和6年度の施行(中略)を目指す。

水道整備・管理行政移管の経緯

日時	内容
令和4年6月17日	新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性 (新型コロナウイルス感染症対策本部決定) …厚生労働省における平時からの感染症対応能力強化のため、生活衛生関係の組織について、一部業務の他府省庁への移管を含めた所要の見直しを行う方向性が示された。
令和4年9月2日	新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策 (新型コロナウイルス感染症対策本部決定) …水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管について、次期通常国会に法律案を提出する旨盛り込まれた。
令和5年5月19日 (令和6年4月1日施行)	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 成立
令和5年5月23日	水道整備・管理行政の円滑な移管のため、国土交通省に水道整備・管理行政移管準備チームを設置
令和5年8月	令和6年度予算・組織要求(水道予算は国土交通省から要求)
令和5年12月19日	令和6年度予算大臣折衝の結果、「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」の創設が認められた
令和5年12月22日	令和6年度予算・組織 政府案決定

3. 法改正の概要

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の概要

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、所掌事務の見直しを行う。

改正の概要（水道関係抜粋）

1. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、**社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任**できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

2. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

成立期日

令和5年5月19日

公布期日

令和5年5月26日

施行期日

令和6年4月1日

水道行政における業務分担

	国交省	環境省
①水道事業（水道・用水供給）の認可、指導・監督	◎	○ (水質・衛生の観点)
②水質基準の策定	○	◎
③水質検査の内容の策定	○	◎
④登録検査機関	◎	◎
⑤水質検査の委託	◎	
⑥施設基準の策定	◎	◎／○ (水質・衛生の観点)
⑦水道基盤強化計画、広域的連携等推進協議会	◎	
⑧国庫補助	◎	
⑨専用水道、飲用井戸等に関する事務	◎	○ (水質・衛生の観点)
⑩給水装置の基準の策定、給水装置の検査、指定給水装置工事事業者	◎	○ (水質・衛生の観点)
⑪指定試験機関	◎	◎

◎：所管

○：処分や省令の制定改廃に関し所管省庁より意見聴取等を実施

水道における災害対応の強化や効率的かつ計画的な整備

【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

背景・必要性

- 近年の災害の激甚化に伴い、水道施設の災害復旧費用が増大しており、他の公共土木施設※と同様の高率の国庫負担による迅速な災害復旧の必要性が高まっている。
- また、水道施設の老朽化対策や耐震化のため、効率的・計画的な整備が求められている。

※ 現行の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園



改正案

- **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**に基づく**国庫負担の対象に「水道」を追加**し、災害により被災した水道施設の**迅速・確実な復旧**を図る。【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法】
- **社会資本整備重点計画法に「水道」を位置づけ**、水道施設の**効率的・計画的な整備**を図る。【社会資本整備重点計画法】

改正前後の水道施設の災害復旧制度の比較

現行

改正案

補助制度

予算補助

法律補助

補助率

1 / 2

2 / 3 (標準税収入の1/2までの額)
3 / 4 (標準税収入の1/2をこえ2倍までの額)
4 / 4 (標準税収入の2倍をこえる額)

復旧費の
下限額

【上水道・水道用水供給事業（①かつ②を超える）】

県 ①720万円 ②給水人口×130円
市 ①190万円 ②給水人口×130円
町村 ①100万円 ②給水人口×130円

【簡易水道事業（①かつ②を超える）】

市 ①100万円 ②給水人口×110円
町村 ①50万円 ②給水人口×110円

1 箇所の工事費
県・指定都市：120万円以上
市町村：60万円以上

激甚災害
制度

激甚法の対象外だが、M6以上の地震による被災または激甚災害指定の場合で、一定の要件を満たした場合は、国庫補助率が2 / 3に嵩上げ等

激甚法の対象にもなり、国庫補助率が1～2割程度嵩上げ

4. 移管に向けた準備

水道整備・管理行政の国土交通省への移管

- 水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管すること等を内容とする「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が令和5年5月19日に成立。
- 国土交通省に水道整備・管理行政移管準備チームを設置するなど、水道整備・管理行政の円滑な移管を図る。

生活衛生機能強化法の概要

1. 水道整備・管理行政の機能強化

- 水道に関する水質基準の策定その他の水質又は衛生に関する事務は環境省に、それ以外は国土交通省に移管。
- 国土交通省に移管された事務の一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任。
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に水道を追加。

2. 所掌事務等の見直し

- 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務等に係る規定について所要の見直しを実施。

移管準備の状況

1. 移管準備チーム等の設置等

- 国土交通本省に移管準備チームを、地方整備局等に移管準備室を設置。



設置式の様子(令和5年5月23日)

2. 災害時における国土交通省による水道事業体等への応援ルール(暫定版)の策定

- 令和6年度の水道行政の移管を念頭に、災害時における水道事業体等への応援ルール(情報連絡体制・応援活動等)を暫定的に策定し、令和5年6月から運用。



暫定版の応援ルールに基づく給水支援(山口県美祢市)

3. 自治体への説明、移管準備室への研修

- 移管準備の状況を自治体に情報提供するとともに、地方整備局等への委任事務に関して研修を実施しているところ。今後も実施していく予定。

<自治体説明会(厚労省主催)>
令和5年8月 移管の法律概要、官民連携
災害対応、今年度予算執行等
9月 予算要求及び組織定員要求
適切な資産管理等
11月 環境・エネルギー対策、経済安保
12月 支出負担行為担当官の委任

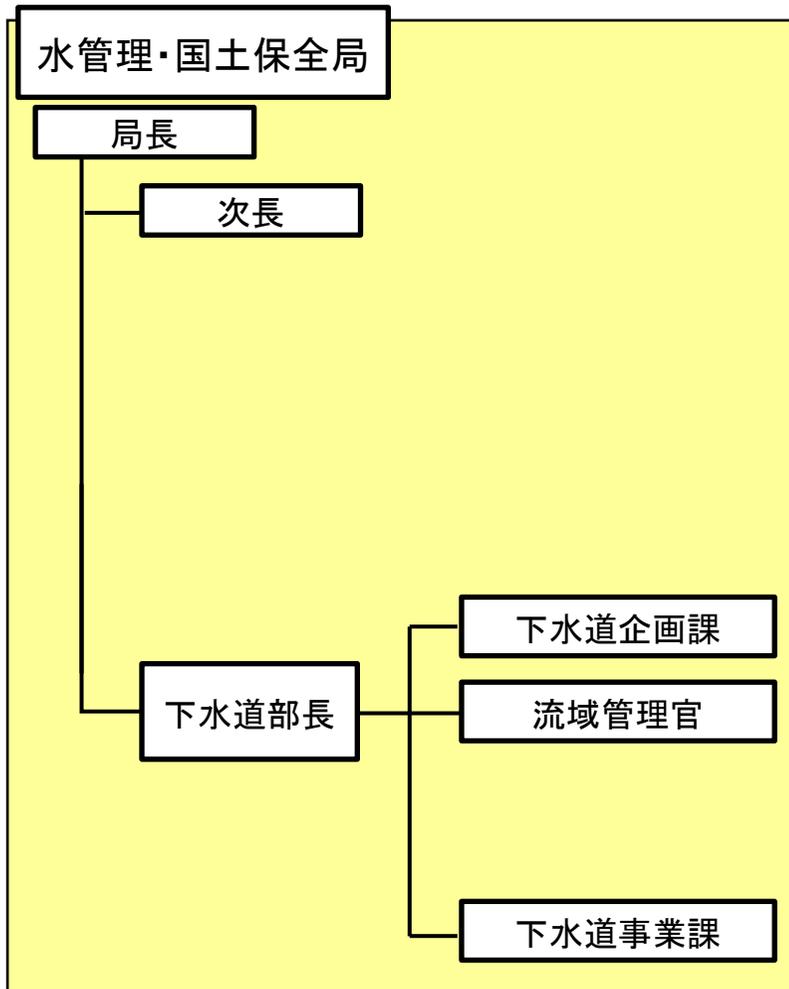
<移管準備室研修>
令和5年6月 水道整備・管理行政の概要、災害・事故時
対応の現状及び暫定支援ルール等
7月 会計事務の現状、地整委任事務等
9月 予算要求、地整委任事務の業務量等
10月 届出事務フロー、下水道行政の動向
12月 予算の検討状況

5. 移管後の組織体制

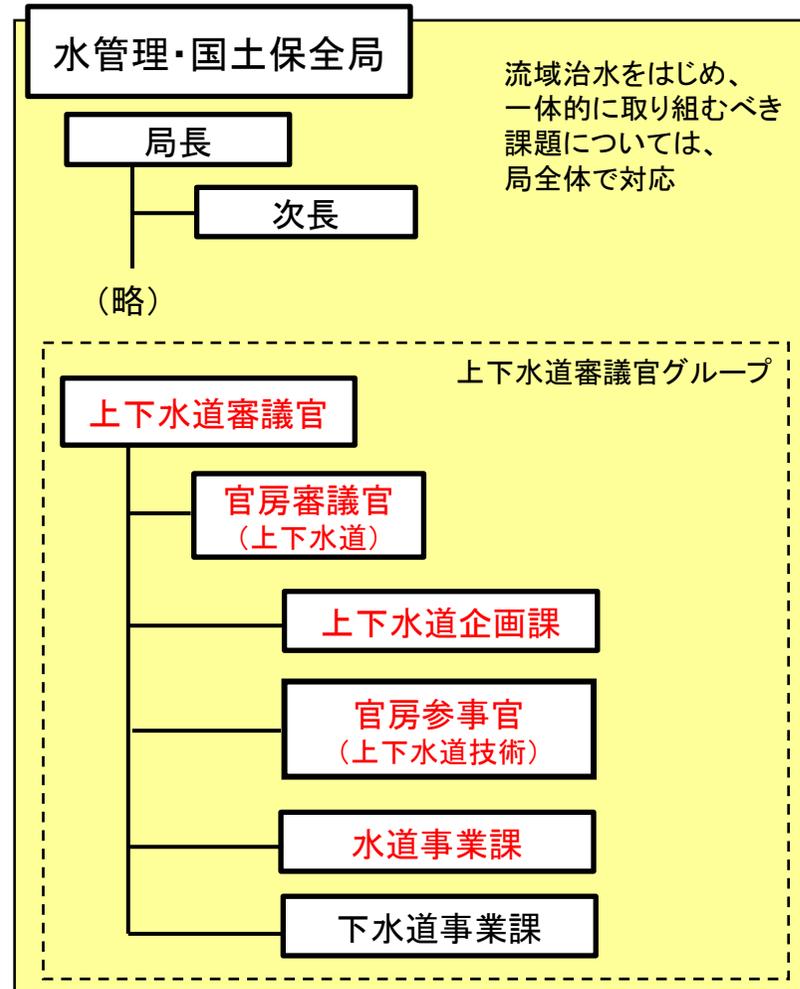
水道整備・管理行政の移管後の国土交通本省の体制(R6.4～)

- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官及び官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。

◆ 現行の下水道部



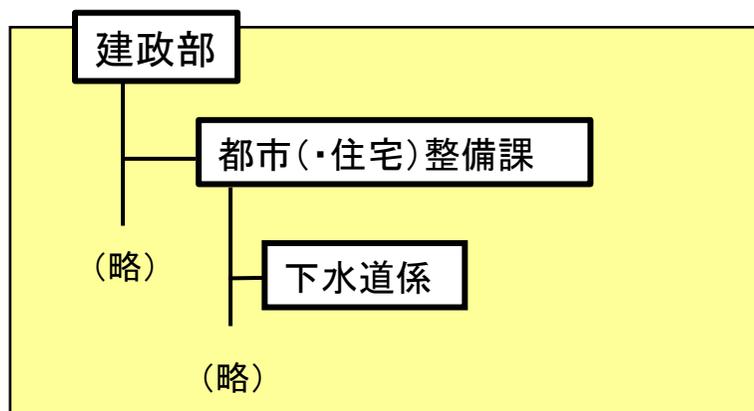
移管後の体制



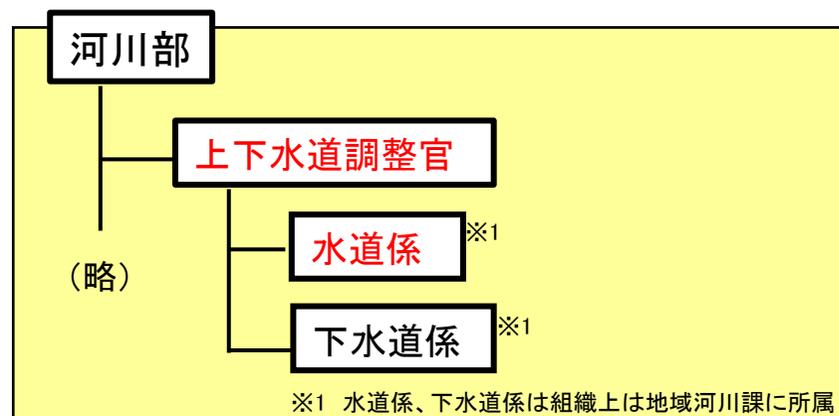
地方整備局及び北海道開発局における体制(R6.4～)

- 地方整備局では、河川部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、建政部が所管する下水道行政を河川部に移管。
- また、北海道開発局では、建設部に上下水道調整官や水道係等を新設するとともに、事業振興部が所管する下水道行政を建設部に移管し、上下水道一体の組織体制を整備。

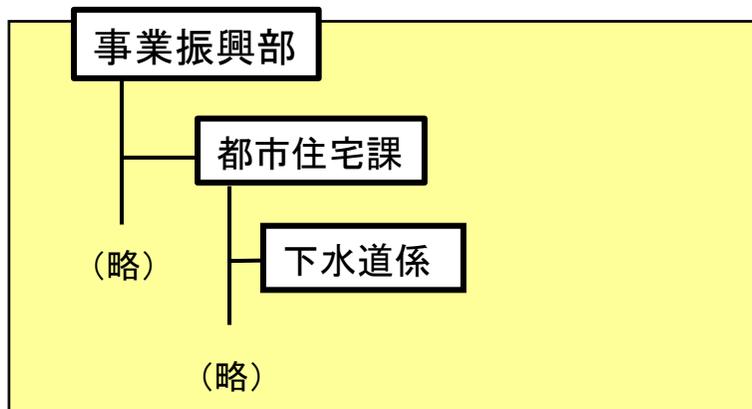
◆地方整備局 現行の体制



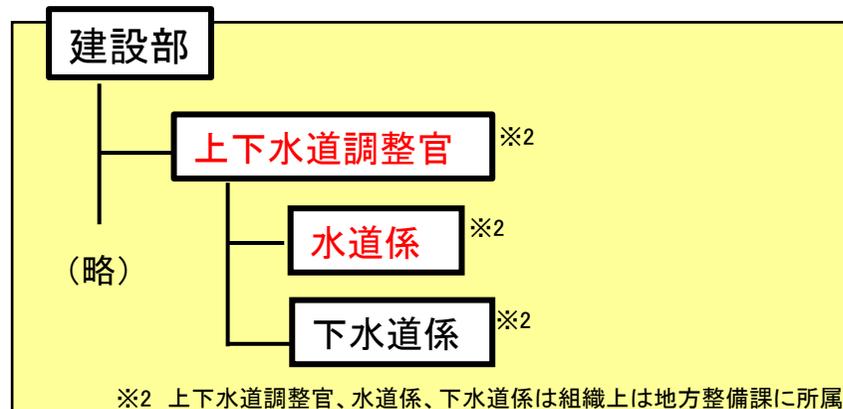
移管後の体制



◆北海道開発局 現行の体制



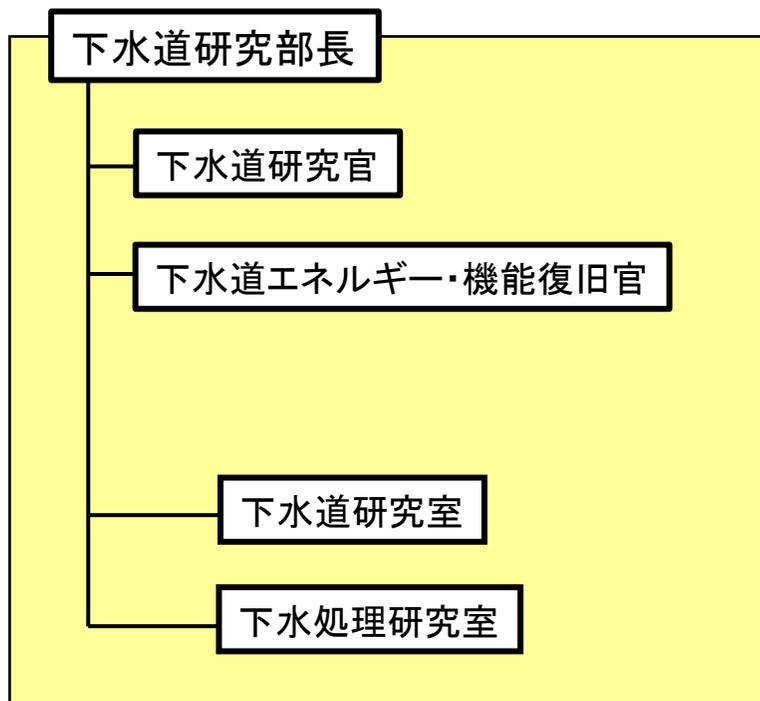
移管後の体制



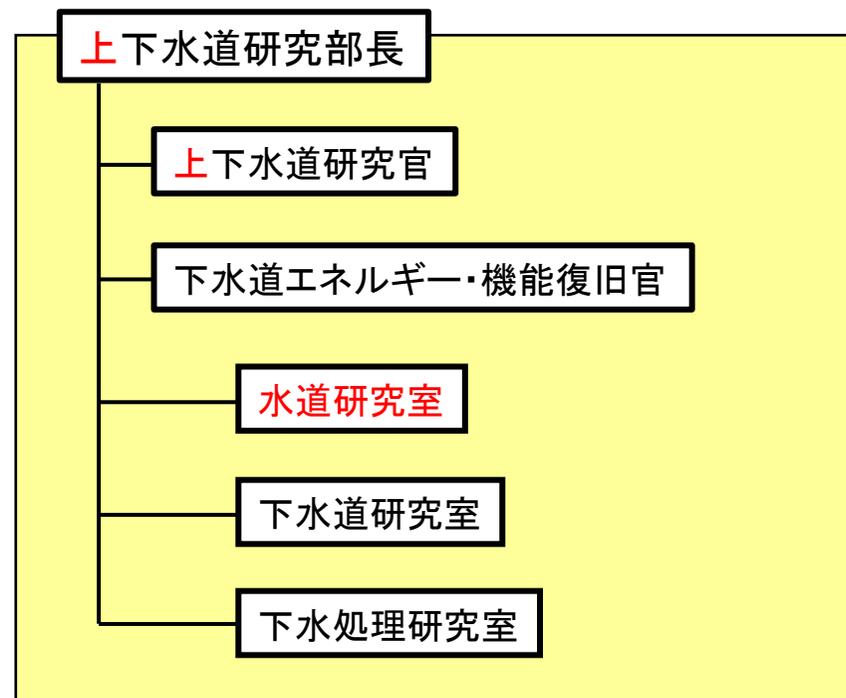
国土技術政策総合研究所における体制(R6.4～)

○国土技術政策総合研究所に水道研究室を新設し、水道に係る研究を新たに実施。

◆国土技術政策総合研究所 現行の体制



移管後の体制



※ R6年度中は国立保健医療科学院の水道関係の組織は引き続き科学院に存在

6. 令和6年度水道予算の概要

令和6年度国土交通省関係予算総括表

(単位:百万円)

事 項	令 和 6 年 度		前 年 度 (B)
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	
治 山 治 水	884,407	1.00	884,019
道 路 整 備	1,671,492	1.00	1,671,083
港 湾 空 港 鉄 道 等	403,734	1.02	397,584
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,304	1.00	730,657
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	145,161	1.15	126,717
上 下 水 道	112,775	1.20	94,331
上 下 水 道	3,000	皆増	—
上 下 水 道	17,136	1.01	17,036
下 水 道	92,639	1.20	77,295
国 営 公 園 等	32,386	1.00	32,386
社 会 資 本 総 合 整 備	1,377,105	0.98	1,400,643
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	506,453	0.92	549,190
防 災 ・ 安 全 交 付 金	870,652	1.02	851,453
小 計	5,212,203	1.00	5,210,703
推 進 費 等	19,942	1.02	19,542
一 般 公 共 事 業 計	5,232,145	1.00	5,230,245
災 害 復 旧 等	57,949	1.01	57,547
公 共 事 業 関 係 計	5,290,094	1.00	5,287,792
そ の 他 施 設	56,947	1.22	46,714
行 政 経 費	606,632	1.06	574,803
合 計	5,953,673	1.01	5,909,309

1. 防災・安全交付金について、水道事業に係る費用はこの内数。
2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として33,417百万円がある。
3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)46,300百万円がある。

令和6年度概算要求の規模・内訳

防災・安全交付金

- 防災・安全交付金は、「防災・安全」に関する地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上するもの。
- 従前の生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行。

水道施設整備関係予算

単位：百

万円
対前年度
倍率

区 分	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	対前年度 倍率
水道施設整備費： ・将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道を実現するため、水道施設の耐災害性強化対策、水道事業の広域化、及び安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	16,993	17,002	0.99
水道施設整備事業調査費等： ・国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術について、水道事業者への普及を促進する。	143	34	4.21
上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費： ・上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現する。	3,000	—	皆増
合 計	20,136	17,036	1.18

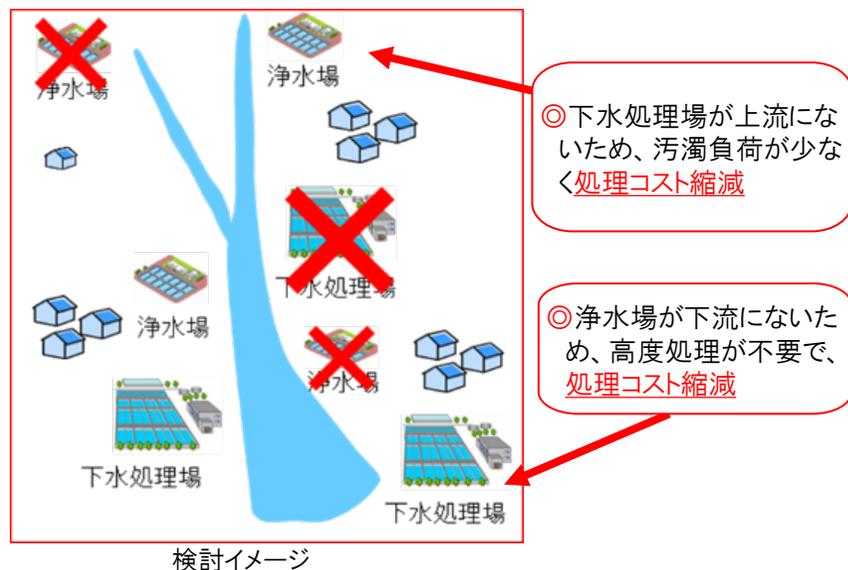
※：四捨五入のため合計は一致しない場合がある

背景

- 令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管
- 官民連携をはじめとする上下水道の共通課題に対して、上下水道一体の取組を推進することが必要

(1) 上下水道施設再編推進事業

- 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助



(3) 官民連携等基盤強化推進事業

- ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を定額補助

(5) 業務継続計画策定事業

- 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

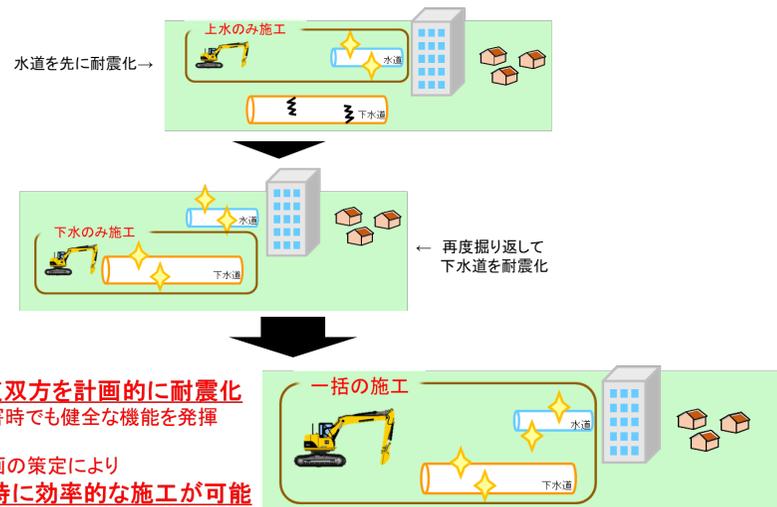
概要

- 令和6年度から水道事業が国交省へ移管されることを契機に、上下水道一体での効率的な事業実施に向け、以下の事業を支援する新たな補助事業を創設

(2) 上下水道施設耐震化推進事業

- 上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

それぞれの計画に基づきバラバラに施工



(4) 上下水道DX推進事業

- DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

- 汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を定額補助

背景

- 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している中、簡易水道事業においても強靱化が急務

概要

- 災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路の耐震化に対する補助について、簡易水道事業についても補助を行うために制度を拡充

要件

- 特定簡易水道事業(※)以外の簡易水道事業者が実施する事業であること
 - (※) 事業経営者が同一であって、次のいずれかの要件を有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業
 - (1) 会計が同一であるもの
 - (2) 水道施設が接続しているもの
 - (3) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの
- 南海トラフ地震防災対策推進地域等であること
- 補助率は、財政力指数等に応じて1/4、1/3、4/10、1/2

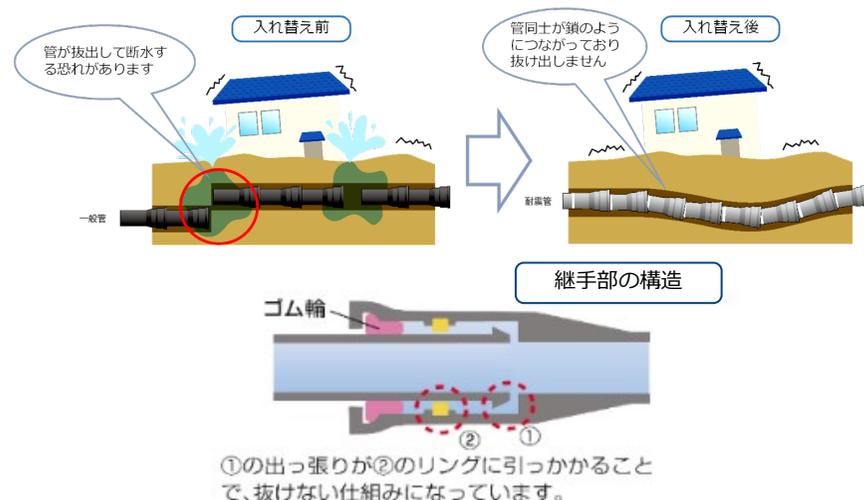


図 管路の耐震化イメージ

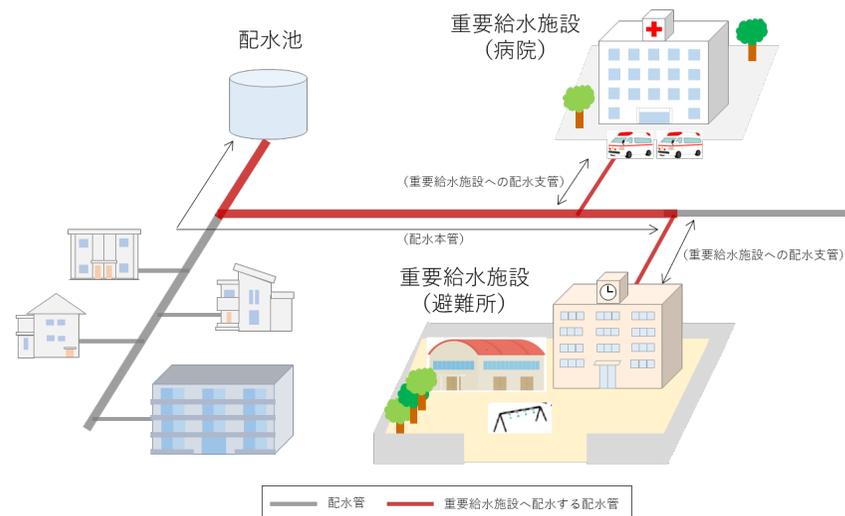


図 対象管路のイメージ

A-JUMP : Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects

- 老朽化や耐震化、経営基盤の強化などの課題に対処するためには、課題解決に資する革新的技術の開発・実装に関し、国が積極的に関与することが不可欠
- 水道事業調査費を拡充し、国が主体となった革新的技術の実証及びガイドライン化により、各地方公共団体での導入を促進

<技術実証事業のテーマのイメージ>

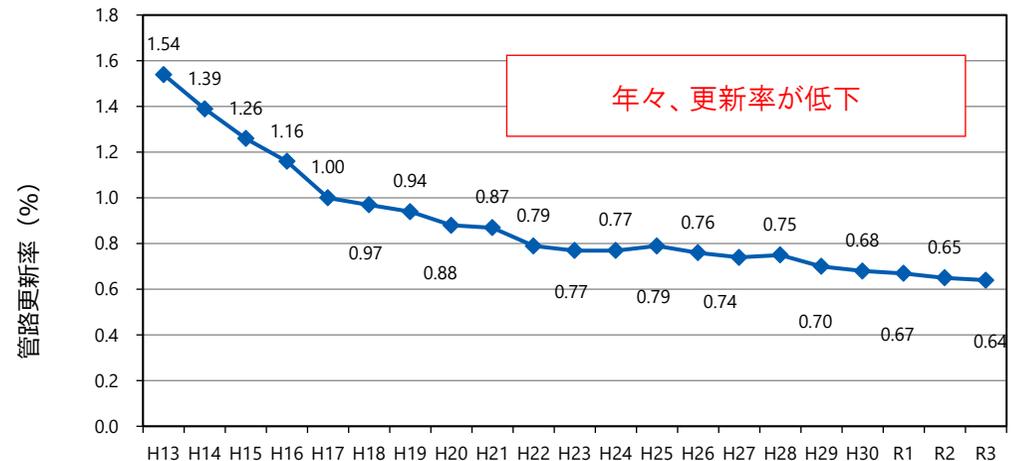
水道施設の改築更新の効率化に関する技術の実証

- 効果：施設改築の効率化

緊急時に利用可能な可搬型浄水施設の適用に関する実証

- 効果：防災・減災対策に資する技術
水質改善に資する技術

管路更新率(%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



→管路経年化率が上昇する中、更新率を上げるためには新技術の開発・導入が必要

背景

- PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に位置づけられたウォーターPPP等について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速することが必要

① ウォーターPPPの導入検討費用に対する補助

	コンセッション方式 上限 5千万円	レベル3.5			
		他分野連携+他地方公共団体連携	他分野連携(特に上水道一体)	他地方公共団体連携(広域・共同)	下水道もしくは水道分野のみ
		上限 4千万円			上限 2千万円
		※上限 4千万円			
導入可能性調査(FS)	○	○	○	○	○
資産評価(デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

*上下水道合わせて上限4千万円の範囲内で、水道・下水道が同額を負担

※令和6年度予算からは「上下水道一体効率・基盤強化推進事業(個別補助)」へ移行

概要

- ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査(FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援
- 水道分野におけるウォーターPPPの導入推進にあたって、「水道管路緊急改善事業」の採択要件を緩和

② ウォーターPPPの導入推進にあたっての支援

＜水道管路緊急改善事業＞

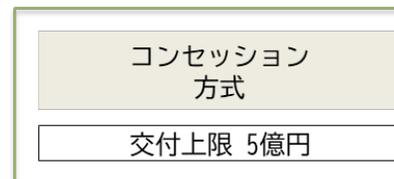
【補助率】

- 1/3、1/2※離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ

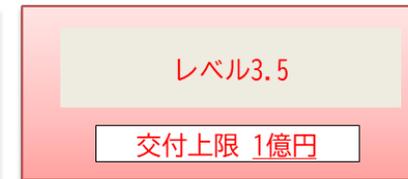
【交付対象】

- 布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業

(現行制度)



(制度拡充)



〔ウォーターPPP導入のために実施する事業について、家庭用の水道料金が平均料金より高いなどの条件は付さない。〕

※令和6年度予算からは「防災・安全交付金」へ移行

7. 機能強化に向けた取組

水道整備・管理行政の移管に伴う水道事業の機能強化

○水道整備・管理行政の移管を踏まえ、水道・下水道を一体的に所掌することにより、水道事業の機能強化を図る。

機能強化を図る事項

1. 水道行政における現下の課題への対応

- 水道事業の経営基盤強化のためのPPP/PFIの推進
- 水道施設の老朽化対策や耐震化の推進のための国交省のインフラ管理に係る知見の活用
- 水道の早急な災害復旧支援、事故への対応のための地方整備局の体制や知見の活用

2. 上下水道一体で取り組むべき課題への対応

- 上下水道双方の知見を活かした新技術の開発、DXの推進
- 上下水道一体の水ビジネス国際展開の推進

※水道行政の課題解決に向けて、市町村等の水道事業体や日本水道協会と意見交換を実施中

水道事業の経営基盤強化のためのPPP/PFIの推進

- 持続的可能な水道事業を実現するため、**経営基盤強化に資するPPP/PFIを推進。**
- これまでの**下水道の取組を踏まえてウォーターPPPの導入を推進。**

*重点分野:空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度～令和8年度)

昨年
設定

5年件数目標

重点分野合計 **70件**
(コンセッション中心)

新たに
設定

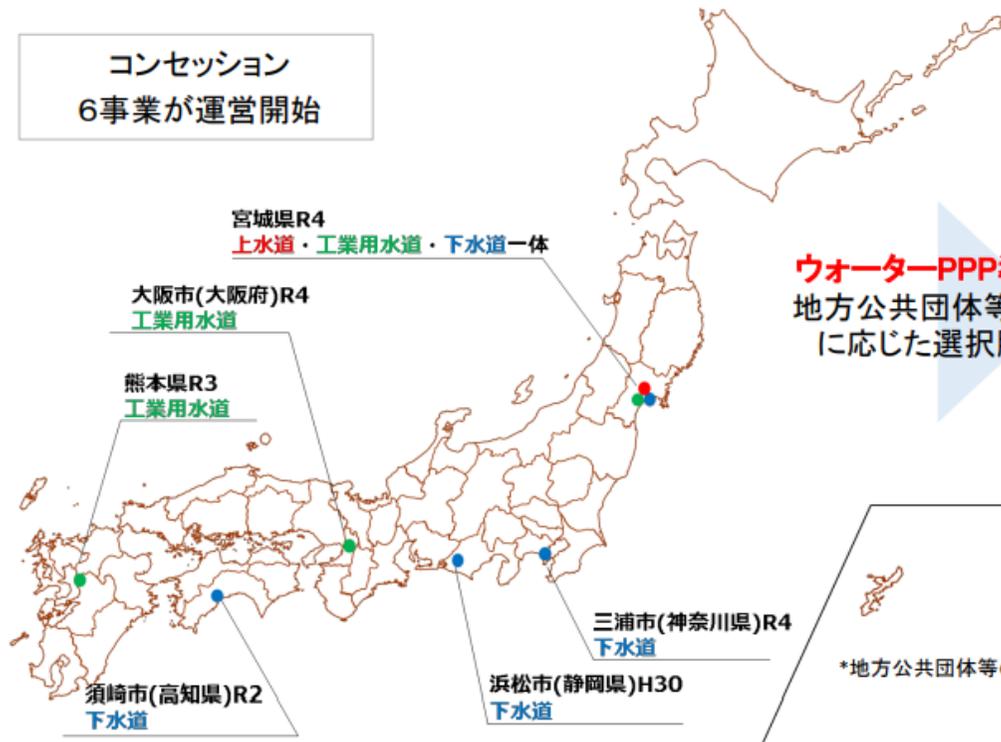
アクションプラン期間 10年(令和4年度～令和13年度)

事業件数10年ターゲット

重点分野合計 **575件(うち上下水道200件)**
(コンセッションを含む多様な官民連携)

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6事業が運営開始



ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ*
に応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

〈ウォーターPPP〉
コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するた
めの官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的
にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の收受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

○令和6年度の水道整備・管理行政移管後は、日本水道協会との連携のもと、**地方整備局の現場力・技術力を最大限に活かして、早期の応急給水や復旧等の支援体制を強化。**

移管前



おきつがわしゆすいこう
興津川取水口の被災状況
(令和4年 静岡県静岡市)



土砂崩れ等で破損した取水施設
(令和2年 熊本県八代市)

○厚生労働省本省での被災状況の把握、関係機関との情報共有を実施

※国が水道に関わる地方組織を有しておらず、復旧支援を行うための体制が存在しない

○日本水道協会の水道事業体による相互応援の枠組みで被災市町村への応急給水や応急復旧等に関する支援を実施

移管後



暫定版応援ルール(令和5年6月)に基づく給水支援
みね
(山口県美祢市)



地方整備局による現地調査
(令和3年和歌山市
むそた
六十谷水管橋崩落事故)

- 地方整備局等による迅速な被災状況の把握**
- 地方整備局等は日本水道協会との連携により、迅速かつ効果的に以下の支援を実施**
 - ・リエゾン派遣
 - ・給水機能付き散水車、排水ポンプ車、照明車等の派遣
 - ・基幹的施設の災害復旧に関する技術的支援等

上下水道一体の水ビジネス国際展開の推進

○日本の強みである質の高いインフラを相手国政府に打ち込んでいく必要があり、**上下水道それぞれの特徴を活かして一体で効果的に国際展開を推進。**

上下水道一体での取組イメージ

◆ : 下水道 ◆ : 水道 ○ : 上下水道で取り組む地域 (想定)



上下水道一体でのセミナー (例)

日-カンボジア上下水道セミナー2023



本邦企業の優位技術(例)

[下水道]

道路を開削せず管路を布設する推進工法



[水道]

利用者の使用水量の把握や管理ができるスマートメータ



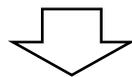
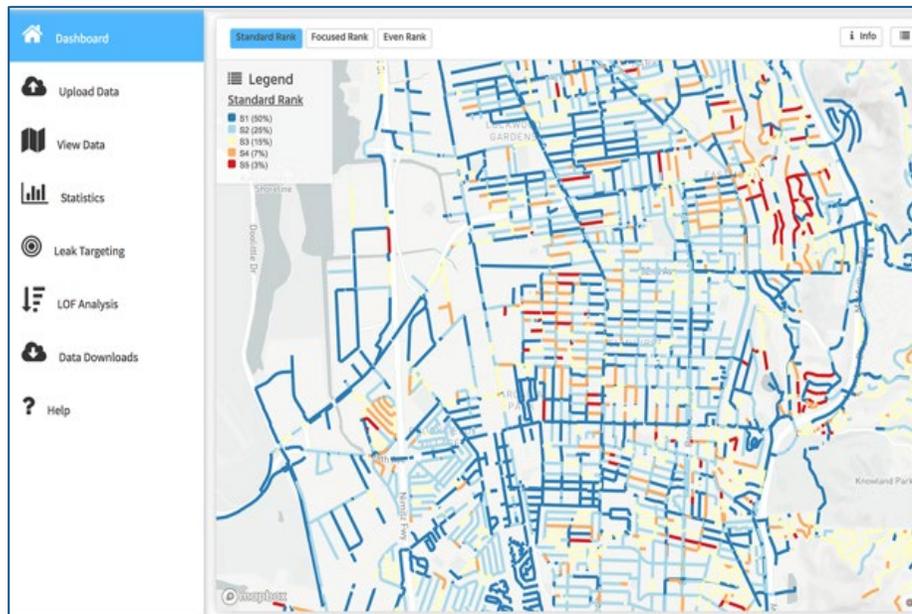
上下水道一体で、セミナーを開催することで、効果的に日本の取組の紹介や技術の売り込みができる。

上下水道双方の知見を活かした新技術の開発、DXの推進

○上下水道事業の持続性の確保や今後の発展のためには、上下水道双方の知見を活かした新技術の開発、DXの推進が重要。

水道の技術を下水道に活用する例

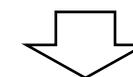
●AIを活用した管路劣化診断



優先的に点検調査すべき管路が明確化され、効率的な予防保全が可能となる。

下水道の技術を水道に活用する例

●ポンプなどの機械設備の振動を計測し劣化状態を診断



劣化の予兆を早期に把握でき、適切な修繕により、設備の更なる長寿命化が可能となる。